

税の申告は予約制になります

所得税確定申告・市道民税申告

閩市民税係 Tel. 74-4864

市では、毎年1月から3月まで税の申告会場を開設していますが、混雑・待ち時間を緩和し利用しやすくなるよう「事前予約制」となります。

また、受け付けた確定申告書などは、印刷のうえ書面で税務署へ引継ぎを行っていましたが、デジタル化を図り電子データで引継ぎを行う「e-Tax 送信」へ変更となります。一部の添付書類を省略できたり、所得税の還付金の振込みが早くなるなどのメリットがあります。

- ※砂川市農民協議会での申告は事前予約制、e-Tax 送信ではありません。
- ※自分で作成した確定申告書を提出する方は予約不要です。



予約方法

24時間いつでも
予約できます!

- インターネットによる「申告相談・受付申し込みフォーム」から申し込みを行ってください。



- ※受付番号などを受信するメールアドレスが必須
- ※インターネット環境がない方は電話（市民税係）による申し込みも受け付けます



「申告相談・受付申し込みフォーム」のURLおよびQRコードは、広報すながわ（1月15日号）や市ホームページでお知らせします。

予約受け付けは **令和7年1月15日(水)** から

- 申告期間 1月24日(金)～3月17日(月)
9:00～16:00
(3月2日(日)以外の土日、祝日を除く)

申告書1つにつき30分を1枠とし、予約を受け付けます（先着順）

注意事項

- 予約、キャンセルは予約希望日（予約日）の前日15時までに申し込みください。（予約変更は、既存の予約をキャンセルのうえ、再度申し込みする必要があります）
- 予約は1回につき1枠（30分/申告書1つ）です。ご家族の分や過年分（遡及還付）の申告など複数の申告書作成を希望する場合は、その分の予約をしてください。（複数の申告がある場合、同一の時間枠で申告することはできません。例：2人分予約の場合 9:00～1枠、9:30～1枠）
- 予約をせず来場した場合は、事前予約者が優先となりますので、待ち時間が長くなってしまったり、混雑の状況によっては別日の予約をお願いする場合があります。
- 市では受け付けられない申告（土地や建物の譲渡所得など）があります。「申告相談・受付申し込みフォーム」内の【予約に関する注意事項】をご確認ください。

e-Tax 送信

市役所会場での確定申告には
利用者識別番号が必要です



「利用者識別番号」とは、税務署への申請が必要なマイナンバーとは異なる16桁の番号であり、e-Taxを利用する確定申告時に使用するものです。一度取得すると次回以降も同じ番号で申告することができます。

※市道民税申告の方は取得する必要はありません

利用者識別番号の事前取得にご協力を!

・「利用者識別番号」は申告時に取得することも可能ですが、申告相談の時間を短縮するためにもオンライン申請（即日発行）により事前取得をお願いします。



e-Tax

・事前取得した方は、発行画面の写しや書面など番号がわかるものを申告の際にご提示ください。

※一度でも税務署で確定申告をした方は、すでに「利用者識別番号」を取得済みの可能性があります。税務署からのハガキや書面など、番号が記載されているものをお持ちください

職員が取得をサポート!

令和6年12月16日(月)～同7年1月17日(金)
9:00～16:00

市の申告会場で確定申告をする方で「利用者識別番号」をお持ちでない方は、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、税務課市民税係までお越しください。（申告相談はできません）